



会長	副会長		庶務理事	会計理事	事務局長
次長	課長	課長代理	係長	担当	受付
					岡林

高国保連第 1199 号
令和 7 年 12 月 16 日

高知県医師会
会長 野並誠二様

高知県国民健康保険団体連合会
理事長 楠瀬耕作



災害時における既往歴等提供対応に係る文書の 貴会ホームページへの掲載について（依頼）

本会の事業運営につきまして、平素よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、地震、台風、豪雨や大規模火災などの災害が発生すると、かかりつけの保険医療機関・保険薬局（以下、「医療機関等」と記載。）を利用できなくなる場合があり、他の医療機関等を受診した際に既往歴や薬剤情報等（以下、「既往歴等」と記載。）の把握が困難となることが想定されます。
現在はオンライン資格確認等システムにより、受診者本人が同意をした場合に既往歴等を把握できるようになっていますが、被災状況によってはオンライン資格確認等システムが使用できない場合もあります。
このように、災害時に既往歴等の把握が困難となる事態に対し、受診者に適切な医療を速やかに提供できるよう、医療機関等からの照会に応じて既往歴等を情報提供する取り組み（以下、「既往歴等提供対応」と記載。）を本会で行うこととなりました。
つきましては、本会が既往歴等提供対応を行う際に、貴会ホームページに本取り組みに係る文書等を掲載していただきたくお願い申し上げます。
そのうえで、今般の依頼をご了承いただけましたら、事前に県内全ての医療機関等宛てに既往歴等提供対応について文書により連絡させていただきます。
なお、既往歴等提供対応は国民健康保険中央会が厚生労働省、日本三師会と調整済みの取り組みであること、また本会が既往歴等提供対応を行うことは、高知県内の国民健康保険保険者及び高知県後期高齢者医療広域連合に説明済みであることを申し添えます。

高知国民健康保険団体連合会
審査課（担当：廣田陽平）
TEL:088-820-8406

事務連絡
令和〇年〇月〇日

〇〇県医師会 御中

〇〇県国民健康保険団体連合会

令和〇年〇月〇日からの大雨に伴う災害に関する既往歴等の提供について

平素は、国民健康保険の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

令和〇年〇月〇日からの大雨により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者においては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「令和〇年〇月〇日からの大雨に伴う災害にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課連名事務連絡）により、被災した一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の4情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができますので、ご活用ください。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者等の罹患情報等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。
なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等な方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

4. 医療機関等からの照会窓口等

○○県国民健康保険団体連合会 ○○部○○課 ○○、○○

平日の場合 : XXX-XXXX-XXXX

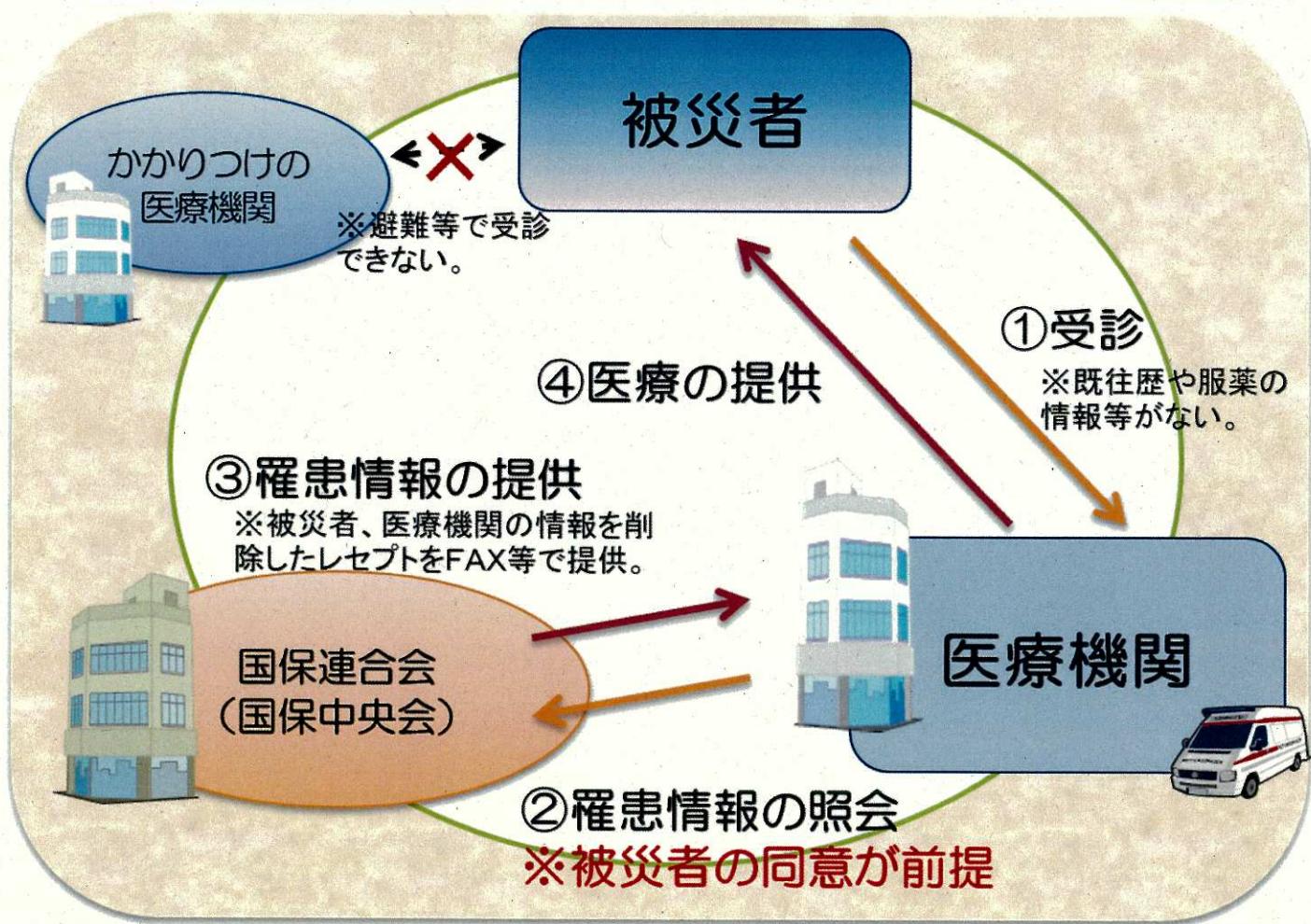
休日の場合 : XXX-XXXX-XXXX

連絡可能時間 : 9時00分から 17時30分

メールアドレス : XX@XX

〇〇県内の保険医療機関・保険薬局の皆さんへ

- 令和〇年〇月〇日からの大雨にかかる災害により被災した医療保険の被保険者及びその被扶養者（被災者）が避難生活を余儀なくされ、かかりつけの保険医療機関等で診療が受けられない状況が生じています。
- 被災者がかかりつけない保険医療機関等を受診した時に既往歴や薬歴の確認等が必要な場合、レセプト情報を保有する国保連合会が当該情報を提供することにより、迅速な医療の提供の一助になると考えております。
- レセプトの情報の提供について被災者から同意を得た保険医療機関等から要請を受けた場合、国保連合会からレセプト情報を提供することいたします。
- 個人情報の取扱いを十分に留意した上で対応します。



【照会先】

〇〇県国民健康保険団体連合会 担当：〇〇、〇〇

平日の場合：XXX-XXXX-XXXX (9:00~17:30)

休日の場合：XXX-XXXX-XXXX (9:00~17:30)